

【別添】

伐採造林届出書の提出を不要とする線下伐採の対象について

森林法施行規則（R5.12改正・R6.1施行）

（伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合）

第十四条第2項

電気事業法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者が当該事業の用に供する電線路を同法第三十九条第一項の技術基準に適合するよう維持するため当該維持の支障となる立木を伐採する場合

1 対象となる事業者（下線＋省令赤字の部分）

電事法に基づく電気事業者は資源エネルギー庁のHPにて公表されており、R6.3.7時点での事業者数は表1のとおりです。

このうち、

① 電気工作物の設置が想定されない者

…小売電気事業者（3号）と特定卸売供給事業者（15の4号）

② 発電事業者のうち、自家用電気工作物に該当する発電所のみを設置する者（詳細は2を参照）

…再エネ発電事業者等大多数の発電所は、電気事業法では「自家用電気工作物」と扱われる。

を除いた、65事業者が届出書の提出が不要となる対象事業者になります（表1の赤セル）。

（表1） 電気事業者の種別と数

対象事業者

種類（電事法第2条）		代表的な事業者	事業者数（時点）
小売電気事業者（3号）		出光興産	724（R6/3/4）
送配電事業	一般送配電事業者（9号）	東京電力パワーグリッド	10（R5/11/26）
	送電事業者（11号）	電源開発送電ネットワーク	3（R5/11/26）
	配電事業者（11の3号）	（R5年末時点で未認可）	
	特定送配電事業者（13号）	住友共同電力	41（R5/11/26）
発電事業者（15号）		大手電力10社、日本原電（株）、電源開発（株）のみ	12（R5/12/28）
		多くが再エネ発電事業者	1132（R6/3/5）
特定卸供給事業者（15の4号）		伊藤忠商事	63（R6/3/1）

※ エネ庁 HP 参照：

[登録小売電気事業者一覧 | 電気事業制度の概要 | 資源エネルギー庁 \(meti.go.jp\)](#)

[送配電事業者一覧（一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者） | 資源エネルギー庁 \(meti.go.jp\)](#)

[発電事業者一覧 | 資源エネルギー庁 \(meti.go.jp\)](#)

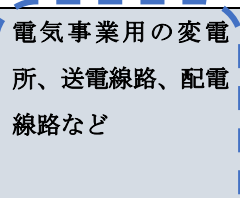
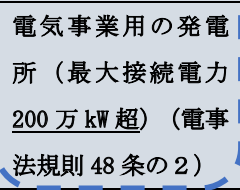
[特定卸供給事業者一覧 | 資源エネルギー庁 \(meti.go.jp\)](#)

2 対象となる電気工作物（電線路）（下線＋省令青字部分）

届出書の提出が不要となる対象の電気工作物（電線路）は、送配電事業である4事業については電気事業用に供する工作物となる全ての電線路です。発電事業については、電気事業用の発電所であつても相当規模（最大接続電力200万kw越え）の発電所が設置した工作物となる電線路のみが対象となります（表2青セル）。

(表 2) 電気工作物の事業別区分

対象となる電気工作物（電線路）

			電 気 工 作 物（電事法 38 条各項）				
			一般用 電気工作物 （1 項）	事業用電気工作物（2 項）			
				自家用電気工作物 （4 項）	自家用電気工作物以 外		
電 気 事 業 （ 2 条 1 項 16 号 ）	小売電気事業（2 号）		※ 電気工作物の設置が想定されない				
	送配電事業	一般送配電事業（8 号）	一般家庭、商店等の配線や 家庭用太陽光 発電施設など 《事例②》	大型ビル、工場、鉄道等での 自社事業用の 送配電路や太陽光発電施設 《事例①》		電気事業用の変電所、送電線路、配電線路など	
		送電事業（10 号）					
		配電事業（11 の 2 号）					
		特定送配電事業（12 号）					
	発電事業（14 号）	特定の要件に該当する事業（38 条 4 項 5 号）			電 気 事 業 の 用 に 供 す る 発 電 所（最大 接続電力 200 万 kW 以下） 《事例③》		電気事業用の発電所（最大接続電力 <u>200 万 kW 超</u> ）（電事法規則 48 条の 2）
		それ以外					
	特定卸供給事業（15 の 3 号）		※ 電気工作物の設置が想定されない				

3 対象となる線下伐採の判断ポイント

線下伐採の届出書の提出の要否の判断は電気事業者が行いますが、問い合わせがあった場合にはまず、当該電線路の設置者が 1 の「対象となる事業者」かどうかを確認します。

対象事業者であれば当該電線路が、2 の「対象となる電気工作物（電線路）」かどうかは自ら判断できるため、市町村が主体的に判断する必要性は生じないと思われます（「対象となる事業者」を確認することで 9 割方解決できる）。

《判断に迷う可能性のある、届出不要とならない線下伐採の事例》

- ① JR 東日本（特定送配電事業者）が、鉄道事業にのみ供する電線路にかかる線下伐採
…特定送配電事業に供する電線路のみが対象であり、鉄道事業のみに供される電線路は届出不要とならない。
- ② 東京電力パワーグリッド（一般送配電事業者）が管理する宿舎に設置した、家庭用太陽光発電施設にかかる線下伐採
…家庭用太陽光発電施設は、一般用電気工作物であり届出不要とならない。
- ③ 東京電力（相当規模以上発電事業者）が設置する、一定規模以下の発電施設にかかる線下伐採
…相当規模を超える発電所のみが対象であり、相当規模以下の発電所が設置する工作物は届出不要とならない。

（林野庁計画課森林計画指導班）